

東久留米市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>東久留米市会計年度任用職員の報酬等に関する条例</u> (趣旨)</p>	<p><u>東久留米市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u> (趣旨)</p>
<p>第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「職員」という。）の報酬、費用弁償、<u>期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法</u>については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p>	<p>第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「職員」という。）の報酬、費用弁償及び<u>期末手当の額並びにその支給方法</u>については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p>
<p>第2条から第4条まで（現行のとおり） (期末手当)</p>	<p>第2条から第4条まで（略） (期末手当)</p>
<p>第5条 期末手当は、<u>6月1日及び12月1日</u>（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する会計年度の規則で定める日に支給する。</p>	<p>第5条 期末手当は、<u>5月31日及び11月30日</u>（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する会計年度の規則で定める日に支給する。</p>
<p>2 期末手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>3 期末手当の不支給及び一時差止めは、東久留米市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第34号。<u>以下「給与条例」という。</u>）の適用を受ける者の例による。</p>	<p>3 期末手当の不支給及び一時差止めは、東久留米市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第34号）の適用を受ける者の例による。</p>
<p>4（現行のとおり） (<u>勤勉手当</u>)</p>	<p>4（略）</p>
<p>第6条 <u>勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、その者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する会計年度の規則で定める日に支給する。</u></p>	
<p>2 <u>勤勉手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</u></p>	
<p>3 <u>勤勉手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける者の例による。</u></p>	
<p>4 <u>前3項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第7条 この条例に定めるもののほか、職員に関する事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第6条 この条例に定めるもののほか、職員に関する事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>